

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 包括外部監査契約の締結 (行政経営推進課) 一
- 地籍調査事業計画の策定 (地域振興課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 二
- 保安林の指定の解除 (森林整備課) 二
- 道路の供用開始 (道路課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき  
づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (精神保健推進室) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定自立支援医療機関の指定の辞退 ( ) 三
- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁教育企画室) 三
- 教育委員会定例会の開催 ( ) 五
- 人事委員会規則七―十四(期末手当)の一部を改正する規則 ( ) 六
- 人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則 ( ) 六
- 人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則 ( ) 六

## 告 示

○宮城県告示第四百十二号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。  
令和三年五月十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期  
令和三年四月八日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
福士 直和

東京都世田谷区船橋五丁目十七番五―七〇五号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
概算払

○宮城県告示第四百十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和三年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。  
令和三年五月十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調 査 地 域
気仙沼市	外浜等二単位区域 古町二丁目一単位区域
白石市	字延命寺北等四単位区域 字沢端等九単位区域 字大畑一番等五単位区域 字北川原等三単位区域 字柳川原等六単位区域 字上堰等八単位区域
大崎市	古川小泉字泉等三単位区域 古川駅前大通一丁目等二単位区域
川崎町	大字川内字百尋山の一部区域 大字今宿字畑平等二単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定及び社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助交付決定に定められた日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和三年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団慈篤会 三浦病院	大崎市古川三日町二丁目三番四十五号	令和三年五月十四日	令和六年五月十三日

○宮城県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字館浜五三の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

公益上の理由（道路用地）

○宮城県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年五月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	栗原市花山字本沢温湯一九番一地从先から 同市花山字本沢温湯一九番一地从先まで	令和三年 五月十四日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
多賀城あかざクリニク	多賀城市高橋二丁目一五二二八	令和三年五月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
tumugu薬局	登米市迫町佐沼字大綱三九〇一五ア ルテラスおおあみA棟一	令和三年五月一日
クスリのアオキ美田園薬局	名取市美田園七丁目一	令和三年五月一日
クスリのアオキ大和吉岡薬局	黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目一三	令和三年五月一日
石巻みらい薬局	石巻市あゆみ野五丁目二二	令和三年五月一日

三 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
リハナーステーション 古川	大崎市古川台町二二三	令和三年五月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年五月十四日

一 病院・診療所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団ヴェリタス 利府往診クリニック	宮城県利府町花園一―一―二階	令和三年三月三十一日

二 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
古川東町調剤薬局	大崎市古川東町一―二―二	令和三年三月三十一日
光ヶ丘調剤薬局	登米市迫町佐沼光ヶ丘五―一―一	令和三年三月三十一日
調剤薬局すわん	名取市手倉田字諏訪三五七―二―二	令和三年二月二十八日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年五月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市上田中二丁目二番地七  
株式会社トップハウザーササキ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年五月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市手倉田字八幡七十九番一、八十番一の一部、八十一番一、八十二番一  
名取市手倉田字山二百八番地の一  
社会福祉法人 宮城福祉会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年五月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市小松字稔田百十一番五、百十一番六、百十二番二、百十二番三、百十二番四、百十三番二、百十四番一、百十四番二  
神奈川県横浜市区二俣川二丁目八十五番地二  
株式会社矢部プロカッティング

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 ICT支援員配置業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日から令和四年三月二十五日まで

4 履行場所 県立高等学校等（百五か所）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者について、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 過去2年以内に、学校現場におけるICT支援業務の受注実績を有すること。

10 教育情報化コーディネータ2級以上の有資格者又はICT支援員能力認定試験に合格した者を現地支援員の指導、助言に当たらせること。

11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が、1から7までの要件の全てを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが、8から10までの要件を満たしていること。

(三) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和三年五月二十日（木）までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班（担当 三浦・石川 電話〇二二―二二―一三六一二）

3 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和三年五月十四日（金）から令和三年五月二十日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和三年五月二十六日（水）午前九時から令和三年五月二十七日（木）午後五時まで

(二) 郵送による場合

令和三年五月二十六日（水）午前九時から令和三年五月二十七日（木）午後五時までにこの場所まで到達すること（郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。）

(三) 持参による場合

6 の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4 の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

6 開札の日時及び場所

令和三年五月二十八日（金） 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階 教育企画室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百三十三条及び第一百四十五条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service to be Procured : ICT support staff service (1 set)

2 Contract Period : From day of contract settlement to March 25, 2022

3 Place of Implementation : Prefectural Senior High Schools and other locations (105 locations)

4 Deadline and Place for Bid Submission : May 27, 2021, 5 : 00 p.m.

Information Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture

5 Time and Place for Bid Selection : May 28, 2021, 10 : 00 a.m.

Education Planning Division office, Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor

6 Contact Information : Information Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture

980-8423 JAPAN

Tel: 022-211-3612

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和三年五月十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代



一日時 令和三年五月十八日 午後一時三十分  
二場 所 第一会議室  
三 事 件

第一号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について  
第二号議案 就学支援審議会委員及び専門委員の人事について

第三号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について  
第四号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

四 傍聴者の定員  
十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二二一三六一一)

### 人事委員会

人事委員会規則七―十四(期末手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月十四日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

〇人事委員会規則七―十四―三十三

人事委員会規則七―十四(期末手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十四(期末手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号ロ中「(研究職給料表の適用を受ける者で職務の級が一級であるものを除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年五月十四日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

〇人事委員会規則七―十五―四十一

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号ハ中「(研究職給料表の適用を受ける者で職務の級が一級であるものを除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月十四日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

〇人事委員会規則八―七―十八

人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)に基づき、人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条第一号チ(3)中「(研究職給料表の適用を受ける者で職務の級が一級であるものを除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。